

各位

不動産投資信託証券発行者名
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)

投資信託委託業者名
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 光男
問合せ先 常務執行役員 八塚 弘文
TEL : 03-3435-3285

(訂正)規約変更に関するお知らせの一部訂正について

本投資法人は、平成 18 年 11 月 7 日開催の役員会におきまして、平成 18 年 10 月 24 日付にて発表いたしました「規約変更および役員選任に関するお知らせ」に添付の「第 5 回投資主総会招集ご通知」に記載されている「第 1 号議案：規約一部変更の件」について、下記のとおり、一部訂正することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

訂正箇所

P.5「第 1 号議案：規約一部変更の件 2 議案の要領及び提案の理由」

【訂正前】

上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備等を行うものであります(現行規約第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条、第 19 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 39 条、第 40 条、現行規約別紙 1「資産運用の対象及び方針について」、「資産運用の方針」(8)、別紙 3「金銭の分配の方針について」第 2 項及び第 4 項ほか)。

【訂正後】

上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備等を行うものであります(現行規約第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条、第 19 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 39 条、第 40 条、現行規約別紙 1「資産運用の対象及び方針について」、「資産運用の方針」(8)、別紙 3「金銭の分配の方針について」第 2 項及び第 4 項 ほか)。

P.13「第 1 号議案：規約一部変更の件 3 変更の内容」

【訂正前】

現行の規約	変更後の規約
第 41 条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準) (省略) (a)運用報酬 1 直前決算期末日における本投資法人の総資産額の 0.175% に相当する金額(1 円未満切捨)とし、 <u>その 2 分の 1 の金額(1 円未満切捨)を、毎四半期末日(2 月末日、5 月末日、8 月末日及び 11 月末日をいう。以下同じ。)経過後遅滞なく支払うものとする。</u>	第 41 条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準) (省略) (a)運用報酬 1 直前の決算期における本投資法人の総資産額の 0.175% に相当する金額(1 円未満は切り捨てる。)を、当該直前の決算期の翌日から始まる決算期間における運用報酬 1 とし、 <u>当該直前の決算期の翌日から始まる決算期間に属する 5 月末日及び 8 月末日(当該直前の決算期が 2 月末日の場合)又は 11 月末日及び翌年 2 月末日(当該直前の決算期が 8 月末日の場合)がそれぞれ経過するごとに遅滞なく、上記金額の 2 分の 1 ずつ(1 円未満は切り捨てる。)を支払うものとする。</u>

【訂正後】

現行の規約	変更後の規約
<p>第 41 条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準) (省略)</p> <p>(a)運用報酬 1 直前決算期末日における本投資法人の総資産額の0.175%に相当する金額(1円未満切捨)とし、<u>その2分の1の金額(1円未満切捨)を、毎四半期末日(2月末日、5月末日、8月末日及び11月末日をいう。以下同じ。)経過後遅滞なく支払うものとする。</u></p>	<p>第 41 条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準) (省略)</p> <p>(a)運用報酬 1 直前の決算期における本投資法人の総資産額の 0.175%に相当する金額(1円未満は切り捨てる。)を、<u>当該直前の決算期の翌日から始まる決算期間における運用報酬 1 とし、当該直前の決算期の翌日から始まる決算期間に属する5月末日及び8月末日(当該直前の決算期が2月末日の場合)又は11月末日及び翌年2月末日(当該直前の決算期が8月末日の場合)がそれぞれ経過することに遅滞なく、上記金額の2分の1ずつ(1円未満は切り捨てる。)を支払うものとする。</u></p>

P.15「第1号議案：規約一部変更の件 3 変更の内容」

【訂正前】

現行の規約	変更後の規約
<p>【新設】</p>	<p>附 則</p> <p><u>この規約中、短期投資法人債に係る部分については、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)第5条の施行日から効力を生じる。</u></p> <p>本附則は、上記施行日の経過後これを削除する。</p>

【訂正後】

現行の規約	変更後の規約
<p>【新設】</p>	<p>附 則</p> <p><u>この規約中、短期投資法人債に係る部分については、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)第5条の施行日から効力を生じる。</u></p> <p>本附則は、上記施行日の経過後これを削除する。</p>

P.22 「第1号議案：規約一部変更の件 3 変更の内容」

【訂正前】

現行の規約	変更後の規約
<p>別紙 1</p> <p>資産運用の対象及び方針について</p> <p>資産運用の方針</p> <p>(1) ~ (7)(省略)</p> <p>(8) その他 (省略)</p> <p>本投資法人は、資産の総額に占める不動産(本 においては、信託の受益権(不動産のみを信託する信託に係るものに限る。)及び匿名組合出資の持分(その出資された財産を不動産のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。))を含む。)の価格の割合として財務省令で定める割合を <u>75%</u>以上とする。</p>	<p>別紙 1</p> <p>資産運用の対象及び方針について</p> <p>資産運用の方針</p> <p>(1) ~ (7)(省略)</p> <p>(8) その他 (省略)</p> <p>本投資法人は、資産の総額に占める「<u>租税特別措置法</u>」第 67 条の 15 第 9 項に規定する不動産等の<u>価格</u>の割合として財務省令で定める割合を <u>100 分の 75</u>以上とする。</p>

【訂正後】

現行の規約	変更後の規約
<p>別紙 1</p> <p>資産運用の対象及び方針について</p> <p>資産運用の方針</p> <p>(1) ~ (7)(省略)</p> <p>(8) その他 (省略)</p> <p>本投資法人は、資産の総額に占める不動産(本 においては、信託の受益権(不動産のみを信託する信託に係るものに限る。)及び匿名組合出資の持分(その出資された財産を不動産のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。))を含む。)の<u>価格</u>の割合として財務省令で定める割合を <u>75%</u>以上とする。</p>	<p>別紙 1</p> <p>資産運用の対象及び方針について</p> <p>資産運用の方針</p> <p>(1) ~ (7)(省略)</p> <p>(8) その他 (省略)</p> <p>本投資法人は、資産の総額に占める「<u>租税特別措置法</u>」第 67 条の 15 第 9 項に規定する不動産等の<u>価額</u>の割合として財務省令で定める割合を <u>100 分の 75</u>以上とする。</p>

P.25「第1号議案：規約一部変更の件 3 変更の内容」

【訂正前】

現行の規約	変更後の規約
<p>別紙 2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日について</p> <p>資産評価の方法及び基準について</p> <p>1 本投資法人の資産評価の方法は、原則として運用資産の種類毎に次の通りとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4)デリバティブ取引（金融デリバティブ取引を含む。）に係る権利</p> <p>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>当該取引所の最終価格に基づき算出した価額。但し、最終価格がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）に基づき算出した価額。</p>	<p>別紙 2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日について</p> <p>資産評価の方法及び基準について</p> <p>1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準（省略）</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)デリバティブ取引（金融デリバティブ取引を含む。）に係る権利</p> <p>取引所に上場しているデリバティブ取引又は金融先物取引により生じる債権及び債務</p> <p>当該取引所の最終価格に基づき算出した価額。ただし、最終価格がない場合には、最終の気配値（公表された最終の売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合には、それらの仲値）に基づき算出した価額。また、評価の基準日における当該取引所の最終価格又は気配値が公表されていない場合には、直近において公表された最終価格又は気配値に基づき算出した額とする。</p>

【訂正後】

現行の規約	変更後の規約
<p>別紙 2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日について</p> <p>資産評価の方法及び基準について</p> <p>1 本投資法人の資産評価の方法は、原則として運用資産の種類毎に次の通りとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4)デリバティブ取引（金融デリバティブ取引を含む。）に係る権利</p> <p>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>当該取引所の最終価格に基づき算出した価額。但し、最終価格がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）に基づき算出した価額。</p>	<p>別紙 2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日について</p> <p>資産評価の方法及び基準について</p> <p>1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準（省略）</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)デリバティブ取引（金融デリバティブ取引を含む。）に係る権利</p> <p>取引所に上場しているデリバティブ取引又は金融先物取引により生じる債権及び債務</p> <p>当該取引所の最終価格に基づき算出した価額。ただし、最終価格がない場合には、最終の気配値（公表された最終の売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合には、それらの仲値）に基づき算出した価額。また、評価の基準日における当該取引所の最終価格又は気配値が公表されていない場合には、直近において公表された最終価格又は気配値に基づき算出した額とする。</p>

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会